



環境センター在り方検討委員会
答申書を市長に提出

12月9日(水)、高島市環境センターの在り方について、高島市環境センター在り方検討委員会の樋口能士(ひぐちのぶし)会長から市長に答申書が提出されました。

答申書では、環境センターの現状等を踏まえると、後継処理施設の整備の必要性を認識し、在り方の方向性として「①更新等に至るまでの現処理施設にかかる管理運営の在り方」と「②後継処理施設における整備・運営の在り方」の2点について整理されました。

選挙管理委員に、野口さんが就任



平成27年12月11日付けで野口好子さん(今津町)が選挙管理委員に就任されました。任期は、平成29年3月10日までです。

前選挙管理委員の白波瀬和子さんには、平成17年3月から10年9か月の期間、選挙管理委員として、選挙の適正な管理執行に取り組んでいただきました。長い間ありがとうございました。

☎ 高島市選挙管理委員会事務局 ☎ (25) 8000

平成27年出動件数 **2598件**

救える命を救えない・・・
そんなことにならないように
適正な利用をお願いします



救急車を適正に利用してください

高島市消防本部では、4台の救急車で市内で発生したケガ人や病気の方を病院へ搬送しています。

搬送された人の半数は入院の必要がない軽症者で、その中には緊急性がないと判断できる出動も含まれています。

緊急性のない救急出動が増加すると、本当に緊急で救急車が必要な人のところへ到着するのが遅れてしまい、救える命が救えなくなる原因となります。

緊急性のないケガや病気は、自家用車や一般の交通機関をご利用いただき、救急車の適正利用についてご理解とご協力をお願いします。

- 今日が入院日だから
- 自家用車がないから
- 早く診察してもらえから
- タクシーはお金がかかるからなど

- 意識がない
- 大量の出血を伴うけが
- 吐血や下血がある
- 息苦しい
- けいれんがおさまらないなど

※上記以外の症状でも、
急いで病院へ行ったほうがよいと
思う場合は迷わず119番通報し
てください。

☎ 消防本部 ☎ (22) 1234

もしもの時焦らないように・・・
高島市ホームページに掲載されています
「生活ガイド→病院・救急→救急車の適
正利用について」
を事前に確認しておいてください。



答申の概要

▼後継処理施設における整備・運営の在り方

後継処理施設の整備の方法としては、単独と広域化との選択肢があるが、いずれの場合においても地元地域との信頼関係を優先した取り組みが重要である。

(特に配慮を望む事項)

- ①整備方式は、最近の全国の事例を参考に検討。また、地域に還元できるシステムの検討と環境対策や防災力を備えた施設整備。
- ②処理方式は、安全性と信頼性が実績により裏付けられた焼却方式を基本に検討。
- ③運営方式は、経費や運転管理技術などを勘案し、最も適した運営方式を採用。また、市による運営監視体制の強化も不可欠。
- ④国の方針であるごみ焼却施設における適正規模の確保も期待でき、スケールメリットが働きやすい、広域処理の検討が必要。

▼更新等に至るまでの現処理施設にかかる管理運営の在り方

今後、10年程度を目途に燃やせるごみの処理を後継処理施設に引き継ぐことが望ましい。

(特に配慮を望む事項)

- ①第三者調査委員会の答申を踏まえた改善計画の着実な実施と、情報公開や地域住民への丁寧な説明等の継続。
- ②ごみの総量を減らし、維持管理期間の十分な確保による設備等の機能性能の維持。
- ③運営方式を検討し、現状に適した方式の採用。

市では、この答申内容を踏まえ、現処理施設については、引き続きしっかりと維持管理するとともに、将来を見据えたごみ処理の仕組みについて具体的な調査・検討を進めていきます。

※答申書の全文、資料等は、市のホームページでご覧いただけます。

環境センター管理運営委員会

12月24日(木)に、第2回の環境センター管理運営委員会を開催しました。

会議では、環境センターにおける管理運営状況の説明のほか、環境センター在り方検討委員会から提出された答申書の内容を報告いたしました。引き続き、運営状況の透明化を図り、信頼回復に努めてまいります。

☎ 環境政策課 ☎ (25) 8123

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした時に安心して医療や給付を受けられるように、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。今後も安定した事業運営を行うっていくため、平成28年度も国民健康保険の税率を改正します。

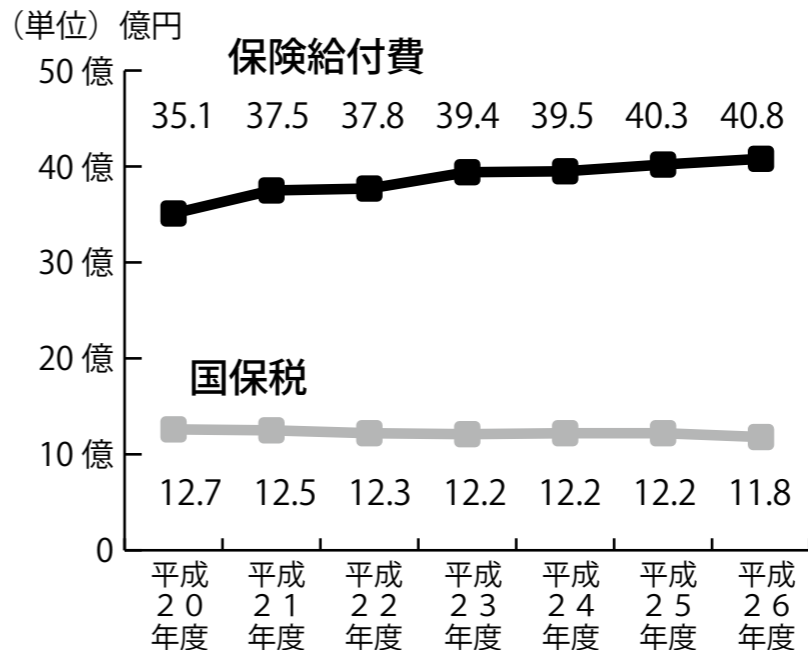
国保を支える財源が不足しています

国民健康保険は、国・県からの補助金などの他に加入者の皆さんが納める国保税によって支えられています。高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は年々増加し、それに伴う保険給付費が膨らむ一方で、高齢者や非正規労働者など負担能力の低い加入者の割合が増加していることにより、**税収の確保が困難**となっています。

このような状況の中、現在の国保税の税率では、皆さんが安心して医療が受けられる健全な事業運営が困難であるため、平成27年度に引き続き、税率の改正を行います。加入者の皆さんにはこれまで以上の税負担をお願いすることとなりますが、国保財政を取り巻く厳しい状況をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

▼保険給付費と国保税の年度別推移

H20年度から…
保険給付費（支出）が、約5.7億円増加しているにもかかわらず、**国保税（収入）は、約1億円減少**しています。



安心して医療が受けられるために



資産割を廃止します

平成30年度から国保の運営主体が県へ移行される予定です。それに伴い県内他市と算定方式をそろえるために、平成27年度は資産割額を半分に引き下げ、平成28年度から資産割額を廃止します。

早期発見、早期治療で国保財政の健全化へ

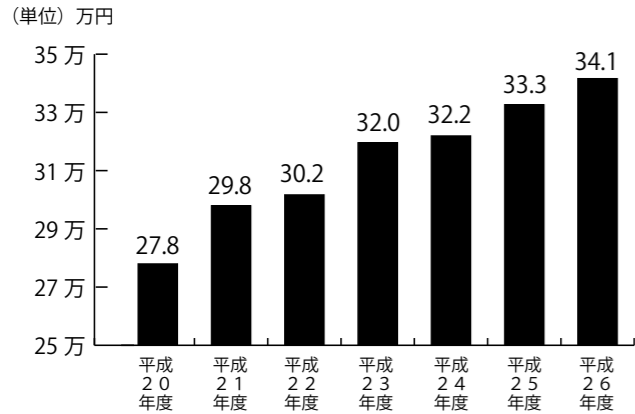
医療費を抑え国保会計から負担する保険給付費を削減することは、国保税の引き上げの抑制につながります。今後も、先発品よりも薬価が安いジェネリック医薬品の使用促進や、早期発見・早期治療による医療費の削減のため特定健診の受診率向上に努め、加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう国保財政の健全化を目指します。

▼平成28年度 国保税 税率

項目	項目の説明	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満
所得割額	加入者の前年の所得（総所得金額等－33万円）に応じて算出	7.9% (6.8%)	2.6% (1.9%)	2.4% (2.0%)
資産割額	加入者の当該年度の固定資産税額（土地・家屋）に応じて算出	廃止 (10.0%)	廃止 (3.5%)	廃止 (3.5%)
均等割額	加入者1人あたりの額	26,800円 (25,900円)	8,600円 (7,400円)	11,000円 (9,800円)
平等割額	1世帯あたりの額	21,400円 (20,800円)	6,800円 (6,000円)	6,000円 (5,400円)
課税限度額		52万円	17万円	16万円

※（ ）内は平成27年度の税率・税額です。
 ※課税限度額は、税制改正により引き上げが予定されています。

▼一人当たり療養諸費費用額（医療費など）



↑年々増加傾向あり

～モデルケースによる税額の比較～



【世帯状況】
 加入者：40歳代夫婦と子ども2人
 所得金額：300万
 固定資産税：5万円

改正前（平成27年度）
 年税額 479,000円

↓ **63,000円の増額**

改正後（平成28年度）
 年税額 542,000円

※これはあくまでも一例であり、実際の税額は各世帯の状況により異なります。税率改正による影響についても各世帯によって異なりますのでご理解ください。

国民健康保険の制度や給付に関すること 保険年金課 ☎(25) 8137
 国民健康保険税の内容や計算に関すること 税務課 ☎(25) 8116

自分で書いてお早めに



平成
27
年分

税の申告がはじまります

関 税務課 ☎(25) 8116 今津税務署 ☎(22) 2561

申告期間

2月16日火 ~ 3月15日火

平成 28 年度（平成 27 年分）の市民税・県民税の申告と平成 27 年分の所得税および復興特別所得税（所得税等）の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は右の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

受付時間

8時30分～11時30分
13時～16時30分

会場	曜日	月	火	水	木	金
市役所税務課		●	●	●	●	●
マキノ支所			●		●	
今津支所		●		●		●
朽木支所			●		●	
安曇川公民館		●		●		●
高島支所			●		●	

●印が受付日です。

所得税の申告

▼申告が必要な方

- 平成 27 年中の所得の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
 - 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与収入金額が 2,000 万円を超える。
 - ②給与を 1 か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える。
 - ③給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える。
- ※①～③以外の方にも、申告が必要な場合があります。

給与所得者の還付申告などの簡易な申告は、市役所でも受け付けています。ただし、次に該当する方は今津税務署で申告してください。

- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

▼譲渡所得の確定申告

土地、建物、株式、^{きんじがね}金地金等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税の対象となります。

また、平成 25・26 年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成 27 年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成 27 年分の確定申告書の提出が必要です。

▶農業収支の事前相談会

農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。また、申告期間中は大変混み合いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼次のものをお持ちください。

- ①平成 27 年分収支内訳書の控え
(内容ごとに集計し、収支内訳書の控に下書きをしておいてください。)
- ②収支内訳書を作成するために集計した帳簿類
- ③平成 26 年分（前年分）収支内訳書の控
- ④筆記用具、電卓

開催日	会場	受付時間
★2月4日木	安曇川公民館	9時～11時30分 13時～15時30分
2月5日金	マキノ支所	9時～11時30分
	朽木支所	
2月8日月	高島支所	9時～11時30分 13時～15時30分
2月9日火	今津支所	9時～11時30分
★2月10日水	市役所本庁	9時～11時30分

▶税理士による税務相談会

税に関するあらゆる疑問等についての相談会を開催します。市内税理士による相談会です。ぜひこの機会をご利用ください。

- 日程は、上記農業収支の事前相談会の日程の★印の個所です。
- ※先着順で受付します。

今年から新たに開催する相談会です。ぜひご利用ください。



市民税・県民税の申告

▼申告が必要な方

平成 28 年 1 月 1 日現在、高島市に居住されている方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告を提出した方。
- ②前年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている方（勤務先から給与支払報告書のあった方に限ります。）

※平成 23 年分の所得申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、公的年金等に関する雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合、その年分の所得税等の確定申告等は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要になりますのでご注意ください。

※所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請等をされる方についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。

※所得証明が必要な方は、申告をされていないと発行できません。

▼申告に必要なもの

- 申告書用紙（昨年申告された方）
- 印鑑
- 給与所得者
 - ➔ 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金の受給者
 - ➔ 公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険料や地震保険料など
 - ➔ 支払金額の証明書
- 国民年金保険料・国民年金基金
 - ➔ 支払金額の証明書（控除証明書）
- 国民健康保険税（料）および後期高齢医療保険料や介護保険料の納付金額が確認できる資料
- 医療費控除を受けようとする方は、平成 27 年中に支払った医療費の領収書
あらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。
- 事業所得者
 - ➔ 決算書（収支内訳書）
営業や農業による収入がある方は、あらかじめ自分で決算書（収支内訳書）を作成したうえで申告にお越しください。
- 所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号（申告者名義のもの）
- その他（申告の内容により必要な書類があります。）

農業用軽油引取税免税証の申請受付を行います

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付および交付を行います。



申請日程

会場	受付日時
マキノ支所 (2階会議室)	3月2日 9時30分～14時
高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月3日 9時30分～14時
安曇川公民館 (視聴覚室)	3月4日 9時30分～15時
新旭公民館 (3階3-A会議室)	3月6日 10時～14時
朽木支所 (相談室、応接室)	3月8日 11時～14時
新旭公民館 (3階3-A会議室)	3月9日 9時30分～14時
高島支所 (2階大会議室)	3月10日 9時30分～14時

交付日程

対象	会場	交付日時
マキノ 今津 安曇川	マキノ支所 (2階会議室)	3月16日 9時30分～11時30分
	高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月16日 13時30分～16時
	安曇川公民館 (視聴覚室)	3月17日 13時30分～16時
新旭 朽木 高島	新旭公民館 (3階3-A会議室)	3月17日 9時30分～11時30分
	朽木支所 (相談室、応接室)	3月18日 9時30分～11時30分
	高島支所 (2階大会議室)	3月18日 13時30分～16時

！ご注意ください

- ①申請受付はどこの会場でも手続きしていただけます。できる限りこの機会に申請手続きをしてください。
- ②申請期間中（3月2日～10日）は、西部県税事務所窓口（高島市役所本庁内）では申請できません。この期間に申請ができなかった場合は3月11日以降に西部県税事務所窓口で申請してください。その場合、申請時期によっては交付が4月以降になることもありますのでご了承ください。
- ③交付は、対象地域の3会場をご利用ください。また、交付期間中に西部県税事務所窓口にて受け取りに来られても交付できません。

対象者

今お持ちの免税証の有効期限が、平成28年3月31日までの方。
有効期限が4月以降の方は、4月以降に西部県税事務所窓口で手続きをしてください。
なお、国税または県税、市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は免税証の交付はできません。（共同申請の場合は構成員、法人の場合は役員に滞納処分を受けた方がいる場合に交付できません。）

滋賀県西部県税事務所高島納税課（高島市役所本庁内） ☎(25) 8012

今津税務署からのお知らせ

- 「財産債務調書」の提出制度が創設されました
所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額と山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価格の合計額が3億円以上の財産またはその価格の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を持つ方は、その財産の種類、数量および価格ならびに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。
【提出期限】3月15日（火）
- 消費税課税事業者の皆さんへ
次の方は、平成27年分の消費税および地方消費税の申告が必要となります。
①平成25年分の課税売上高（収入から消費税が課税されない収入を差し引いた金額）が1千万円を超える事業者
②平成25年分の課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間（当課税期間の前年（平成26年分）の1月1日～6月30日までの期間）の課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）が1千万円を超える事業者。
【申告期限】3月31日（木）

○復興特別所得税について
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになります。このため、申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」欄等の記載漏れがないようにご注意ください。

○贈与税の申告
平成27年分の贈与税は、相続時精算課税の適用要件と暦年課税の税率が改正されています。
【申告期限】3月15日（火）

○ご注意ください
今津税務署の確定申告会場は、**土曜日・日曜日を除く2月16日（火）から3月15日（火）の午前9時から午後5時まで開設します。**
なお、申告会場の混雑状況により早めに受付を締め切る場合もございますので、ご了承ください。
確定申告会場は混雑が予想されますので、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めします。

防災・安全対策の新たなスタートラインへ

1月25日、県と関西電力（事業者）との間で、高浜原発に関する安全協定が締結されました。これに伴い、市では県との間に安全確保等に関する確認書を締結し、県が高浜原発に関する諸連絡を事業者から受け取った際には、直ちに市に連絡をいただくことを規定したほか、県と事業者との協定に基づき、万が一市内に損害が及んだ場合は、必要な補償対策を講じていただくこと、市の防災対策に積極的な協力をいただくことなどを、県を通じて事業者に求めることが可能となりました。

市では平成25年4月に、福井県に立地する高浜原発以外の原子力発電施設に関し、事業者との間に直接安全協定を締結しました。しかし、高浜原発のみ協定が締結できておらず、これまで2年半にわたり協議を重ねてきたところです。

今回、市が事業者との間に直接協定を締結するには至らなかったものの、県と事業者との協定に基づき、県との間に確認書を交わせたことは、市にとって事実上の安全協定になるものを受けとめております。しかし、これで終わりという訳ではなく、今後も必要に応じて安全協定や確認書の内容を見直していきたいと考えています。

また、現在、国道161号バイパスの安曇川大橋以南では、青柳北交差点の改良工事が今年度末の完了を目指して進んでいます。昨年末には、あらためて国交省に赴き、これに続く交差点改良や、小松拡幅、湖北バイパスの整備促進についても重ねて要望して参りました。

防災対策やインフラ整備は、ためまぬ交渉と取り組みの積み重ねです。引き続き、高島の安全対策を高めるため、取り組んで参ります。

福井正明

市長雑記



指定管理者を指定しました

平成28年3月末で指定期間が終了する12施設について、平成27年12月高島市議会定例会の議決を経て、平成28年4月からの指定管理者を指定しました。
各施設の指定管理者は、左表のとおりです。

▶ 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

施設名	指定管理者	募集方法
高島横山集会所	横山区	非公募
朽木荒川集会所	荒川区	
朽木惣田集会所	荒川惣田区自治会	
弘川会館	弘川区	
高島市畑の棚田ふれあい交流施設	畑区	公募
高島市安曇川障害者デイサービスセンター	社会福祉法人たかしま会	
高島市新旭水鳥観察センター	株式会社モアイ	
高島市高島B & G海洋センター	オオヤマホールディング株式会社	
高島市新旭森林スポーツ公園	一般社団法人 いまづジョイナスクラブ	
高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」	一般財団法人 朽木むらおこし公社	
たいさんじ風花の丘	たいさんじ風花の丘協議会	
高島市森林公園くつきの森	特定非営利活動法人 麻生里山センター	

閩行財政改革課 ☎(25) 8013

命を守るため、私たちに できることがあります

大切な人の心の声に耳を傾けてみませんか？

例年、早春の時期、人生の節目を迎えることが多い時期に自ら命を絶ってしまわれる方が多くなっています。
周囲の人からの、温かい声かけと見守り、必要な専門機関へのつなぎなどが大きな支えとなります。決して一人ではない、誰か力になってくれる人がいると感ぜられることが、生きる希望となり、生きるための大きな力となります。

ひとりです 悩みを抱えこまないで

悩みには解決の糸口があるはずですが、抱え込まず、まずは誰かに話すことが大切です。気持ちがあきつと楽になります。自分では気がつかないことや

気づいてください このサイン

次のようなサインが数多くある場合は、自殺の危険が迫っており、より注意が必要です。

- うつ病の症状（気分が沈む、自分を責める、決断ができないなど）
- 原因不明の身体の不調が長引く
- 酒量が増える
- 安全や健康が保てない
- 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 職場や家庭でサポートが得られない
- 本人にとって価値のあるもの（地位・家族・財産など）を失う
- 重症の身体の病気になる

解決策が見つかることもあります。相談する人がみつからない時は、下記の専門の相談窓口などを利用してください。
おたがいさまの気持ち
誰かにサポートを求めて問題を解決することは、大切な生きる力の一つです。迷惑なことでも恥ずかしいことでもありません。
もしも誰かから相談を受けたり、自分の気持ちを打ち明けられたりしたら、温かい気持ちで接してください。日ごろのつながりが、いのちを支える大きな力となります。

悩んでる人に気付いたら？

いろいろな問題が重なり、自分一人ではどうしていいのかわからなくなることもあります。そんなとき、「どうしたの？」と声をかけてみてください。アドバイスは必要ありません。ただその人の話を傾け、うなずくだけでも十分です。「あなたは決して一人ではない」ということを感じてもらうことが大きな力になります。また、必要に応じて、専門機関へつなぎましょう。

閩障がい福祉課 ☎(25) 8516
健康推進課 ☎(25) 8078

心の悩みや困ったときの相談窓口

相談内容や秘密は厳守します。あなたは決して一人ではありません。

- 高島保健所 ☎(22) 2419
- 県立精神保健福祉センター ☎077 (567) 5010
- 高島市役所
 - 障がい福祉課 ☎(25) 8516
 - 健康推進課 ☎(25) 8078
 - (新旭保健センター)
 - マキノ保健センター ☎(27) 1128
 - 今津保健センター ☎(22) 5101
 - 安曇川保健センター ☎(32) 4413
 - 高島保健センター ☎(36) 8008
 - 朽木保健センター ☎(38) 3111

心の悩みの相談

- 滋賀いのちの電話 ☎077 (553) 7387
金～日 10時～22時
- こころの電話相談 ☎077 (567) 5560
月～金 10時～12時、13時～21時
(祝日・年末年始を除く)
- 高島こころのつえ相談室 ☎0120 (874) 756
水・木 13時～17時
(祝日・年末年始を除く)

地域の担い手の受け入れ方 ～移住・定住を進める勉強会～

人口減少社会が進むにつれ、地域の後継者不足が深刻な問題となりつつあります。今後の高島市においても、私たちの生活環境やサービスを維持していくためには、共に地域の課題を解決していくことのできる「新たな地域の担い手」を招き入れることが重要です。

彼らを受け入れるために私たち住民にできることは何があるでしょうか。彼女らと共に地域の課題を解決していくうえで、私たち住民にはどのような視点が必要でしょうか。みんなで考えてみましょう。

講師には、和歌山県那智勝浦町で新規定住者の受入を行い、地域活動に結び付ける活動をしている原和男さんをお招きします。

日時 2月28日(日) 16時～
場所 安曇川公民館
ゲスト 原和男さん



那智勝浦町色川地域振興推進委員会 会長
参加ご希望の方は、住所、氏名、年代、連絡先をお知らせください。

閩・田企画調整課 ☎(25) 8114

協力隊のさいご記

【さいご】歳時 催事 細事 etc...
移ろいや催し、日々感じる細々したことを地域おこし協力隊の感性で徒然伝えていくコーナーです。



地域おこし協力隊 太田 彩

「わが故郷は美しい」

誰にとっても生まれ育った土地というもの、少なからず愛着がありますよね。え、ない？ 本当ですか？

私の出身は長崎県佐世保市。海と島と異国情緒漂う街です。でも「故郷は？」と聞かれると、せいぜい小中学校の校区内と答えるでしょう。山と洞穴と縄文史跡の町。佐世保のイメージとは正反対の地味な町です。初見では素晴らしいと言い難い所ですが、私は胸を張って言いましょ「わが故郷は美しい」と。幼少期に歩けた、見てきた、手の届いた範囲。だからこそ束の間、ふとした瞬間の美しさを見ることができていたんでしょうね。

数年前、各地で市町村合併が進み自治体の枠組みは変わりました。ですが、なにも大きな自治体を無理に故郷と定義づける必要はありません。

春はつくしまみれのあぜ道があって、夏の夜はかえるの大合唱、秋は果樹の甘い香りが充満し、冬は家の窓が絵画の額縁に変化する。そんなご近所の何気ない美しさに誇りを持てれば、それでいいと思います。